【　住宅用家屋証明の必要書類　】

|  |  |
| --- | --- |
| 新築した家屋 | 建築確認済証及び検査済証  登記完了証　　　　　　　　　　　いずれか１つ  登記簿謄本  住民票（未入居の場合は申立書）  ※長期優良住宅認定通知書の原本（長期優良住宅の場合）  ※低炭素建築物新築等計画認定通知書の原本（低炭素住宅の場合） |
| 建築後未使用の家屋  （建売住宅など） | 建築確認済証及び検査済証  登記完了証　　　　　　　　　　　いずれか１つ  登記簿謄本  住民票（未入居の場合は申立書）  家屋未使用証明書  売買契約書、売渡証書、登記原因証明情報など  ※長期優良住宅認定通知書の原本（長期優良住宅の場合）  ※低炭素建築物新築等計画認定通知書の原本（低炭素住宅の場合） |
| 建築後使用されたことのある家屋（中古住宅） | 登記完了証、登記簿謄本のいずれか１つ  住民票（未入居の場合は申立書）  売買契約書、売渡証書、登記原因証明情報など（競売の場合は、代金納付期限通知書） |
| 建築後使用されたことのある家屋（中古住宅）で増改築等工事がされたもの | 登記完了証、登記簿謄本のいずれか１つ  住民票（未入居の場合は申立書）  売買契約書、売渡証書、登記原因証明情報など（競売の場合は、代金納付期限通知書）  別添４耐震基準適合証明書  別添５増改築等工事証明書  住宅性能評価書  給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事で、工事費が50万円を超えるような場合は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類  詳しくは国土交通省ホームページ↓↓http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\_house\_fr2\_000011.html |